

平成 28 年度 設計業務等標準積算基準 改正概要
(平成 28 年 10 月 1 日改正)

●設計業務等標準積算基準、同(参考資料) 共通事項

No.	項 目	内 容	備考
1	中間打合せ	<ul style="list-style-type: none"> ・打合せの共通の歩掛について、移動時間の考え方を「片道所要時間 1 時間程度以内」と明確化 ・各工種で定めていない場合の中間打合せの標準回数を<u>測量及び地質：3 回、設計及び調査・計画：5 回</u>とした ・一部の工種での中間打合せの標準回数を改正 	
2	空中写真測量	福島県公共測量作業規程の改正により、「刺針」の歩掛（H27 は測量業務第 2 章 8-3-3 に記載）及び各説明を削除	
3	電子計算機使用料	土木設計業務等の一部の工種において、電子計算機使用料を算出する際の割合を改正	
4	空中写真測量及び空中レーザ測量	「 <u>基地</u> 」と記載していた箇所を「 <u>飛行場</u> 」へ表現の変更	

●設計業務等標準積算基準

No.	項 目	内 容	備考
1	測量業務 第 1 編 第 1 章 第 1 節測量業務 積算基準	1-3 測量業務費 1-7 電子成果品作成費 電子成果品作成費を新設 ※直接人件費を対象額とし、下記の算定式により計上 <u>(新規 S コード「SA900」)</u> $\text{電子成果品作成費 (千円)} = 2.3x^{0.44}$ $x : \text{直接人件費 (千円)}$ ※参考資料の設計書の記載例へも項目を追加	1-1-1、1-1-2、 1-1-9 参 2-1-6～7

No.	項目	内容	備考
2	測量業務 第1編 第1章 第1節測量業務 積算基準	1-4 測量業務費の積算方式 表-1の精度管理費係数のおける対象について、表と注釈の整合を図り、文言整理（対象とする作業内容は変更なし）	1-1-8
3	測量業務 第1編 第1章 第1節測量業務 積算基準	1-6 安全費の積算 参考資料に記載していた「安全費の積算」を本編へ移行（内容は変更なし）	1-1-9
4	測量業務 第1編 第2章 第2節～第10節	各費目の直接人件費に対する割合（機械経费率、通信運搬费率、材料费率）を一部改正し、記載箇所を変更 ・直接人件費に対する割合は「 <u>第2章第11節機械経費等</u> 」に記載 ・機械経費等の内訳は「 <u>参考資料第2編第2章第7節測量業務標準歩掛における機械経費等の構成</u> 」に記載	測量業務の各工種
5	測量業務 第1編 第2章 第8節、第10節	8-1 空中写真測量 10-1 航空レーザ測量 「(表-6) デジタル空中写真撮影・航空レーザ計測可能日数表」の改正	1-2-62～63
6	地質調査業務 第2編 第1章 第1節地質調査 積算基準	1-3 地質調査業務費の積算方法 一般調査業務費に係る諸経费率を改正 100万円以下 : <u>57.2%</u> 100万円超え 3,000万円以下 : <u>$Z=300.01 \times Y^{0.12}$</u> 3,000万円超え : <u>38.0%</u>	2-1-5
7	地質調査業務 第2編 第2章 第2節機械ボーリング	2-3 市場単価の設定 2-3-4 直接調査費の算出 「注）せん孔深度の補正係数は、各ボーリングの深度より適用基準に当てはまるものを選び、深度全体を補正の対象とする。」を追記	2-2-4

No.	項目	内容	備考
8	地質調査業務 第2編 第2章 第2節機械ボーリング	2-5 日当たり作業量 ・「表 2.6 土質ボーリングの日当たり作業量」 → 「表 2.6 土質ボーリング <u>(ノンコア)</u> の日当たり作業量」と改正 ・上記に伴い、「※オールコアボーリングの場合は、表 2.6 の各日当たり作業量に <u>補正係数 0.85</u> を掛けるものとする。」を追記 ・「表 2.7 岩盤ボーリングの日当たり作業量」 → 「表 2.7 岩盤ボーリング <u>(オールコア)</u> の日当たり作業量」	2-2-6
9	地質調査業務 第2編 第2章 第5節現場内小運搬	現場内小運搬の説明に、「なお、トラック又はライトバン等による資機材運搬、人員輸送は別途計上する。」を追加	2-2-10
10	地質調査業務 第2編 第2章 第8節解析等調査業務	8-2 単価の設定 ・1. 既存資料の収集・現地調査の単価 「フィルム代、現像代、コピー代等」 → 「 <u>コピー代等</u> 」 ・3. 断面図等の作成の単価 「用紙類、色鉛筆等」 → 「 <u>色鉛筆等</u> 」	2-2-17
11	地質調査業務 第2編 第2章 第10節弾性波探査業務	10-4 解析等調査業務費及び直接測量費 10-4-1 発破法及びスタッキング法標準歩掛(受振点間隔5m)の注釈 「3. 解析等調査業務費における直接人件費は、その他原価の対象とする。また、直接調査費における直接人件費には施工管理費を含む。」を追記	2-2-22
12	土木設計業務等 第3編 第1章 第3節電子成果品作成費	3-1 電子成果品作成費 (1)概略設計、予備設計又は詳細設計と(2)その他の設計業務を1つのSコード(SC900)で対応していたが、積算ミス防止の観点から、以下のとおり改正 <u>(1)概略設計、予備設計又は詳細設計：SC900</u> <u>(2)その他の設計業務：SC905</u>	3-1-4

No.	項 目	内 容	備考
13	土木設計業務等 第3編 第1章 第3節電子成果 品作成費	3-1 電子成果品作成費 「4. ひとつの費目で（例：X6000）で(1)、(2)両方を 計上する場合は、(1)、(2)各々上限値を使用した上 で、(1)、(2)の合計を電子成果品作成費とし、上限： 700千円、下限：20千円とする。」を削除	3-1-4
14	土木設計業務等 第3編 第2章 第2節道路設計 標準歩掛	2-3 道路詳細設計 単独区間あたりの設計延長が <u>1km 未満の場合の補正 を追加</u> 補正式（設計延長<1km） 設計歩掛＝標準歩掛×（0.5×設計延長(km)+0.5） ※単独区間毎に算定し、計上する。	3-2-9
15	土木設計業務等 第3編 第2章 打合せ回数の増 減について	打合せの増減について、「必要に応じて打合せ回数を 増減できる」と改正（打合せの回数は変更なし） ・第2節道路設計 ・第3節交差点設計 ・第4節道路休憩施設設計	3-2-10
16	土木設計業務等 第3編 第2章 各工種	各工種の名称を統一 例) 改正前：3-1-1 予備設計 改正後：3-1-1 <u>平面交差点</u> 予備設計	
17	土木設計業務等 第3編 第2章 第7節一般構造 物設計	7-10 その他 一般構造物設計の打合せについて、「中間打合せの回 数は3回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減 する。打合せ回数を変更する場合は、1回当たり、中 間打合せ1回の人員を増減する。」を追加	3-2-68

No.	項 目	内 容	備考
18	土木設計業務等 第3編 第2章 第15節砂防構 造物設計	15-1 砂防堰堤設計 15-1-2 砂防堰堤詳細設計の歩掛改正 ・流末処理工（護岸工含む）の項目追加 ・堰堤基数による歩掛の補正の削除 ・歩掛改正による新規Sコード化（SC230） ・現地踏査、水叩き工、側壁護岸工、流末処理工（護岸工含む）は堰堤基数ではなく実数による計上 ※既存Sコード（SC220）は平成28年10月1日以降 使用できません	3-2-178、 参 4-1-83
19	調査・計画業務 第4編 第1章 第2節洪水痕跡 調査業務	2-2 業務費の構成 2-3 業務費構成費目の内容 測量業務における電子成果品作成費新設に伴う改正 ※算定式は測量業務に準じる その他、一部文言修正	4-1-2
20	調査・計画業務 第4編 第1章 第2節洪水痕跡 調査業務	2-3 業務費構成費目の内容 精度管理費の積算において、「精度管理費係数の値は 「河川測量」の値を準用するものとする。」と追記	4-1-3
21	調査・計画業務 第4編 第1章 第2節洪水痕跡 調査業務	2-6 標準歩掛 洪水痕跡調査の直接人件費に対する割合（機械経費 率、通信運搬費率、材料費率）の記載箇所を変更（率 は変更なし） 1)直接人件費に対する割合は「第1章第7節機械経 費等」に記載 2)機械経費等の内訳は「参考資料第5編第1章第4 節調査、計画業務標準歩掛における機械経費等の 構成」に記載	
22	調査・計画業務 第4編 第1章 第4節道路施設 点検業務	4-2 橋梁定期点検業務積算基準 業務委託料構成費目の内容の文言整理	4-1-13

23	調査・計画業務 第4編 第1章 第4節道路施設 点検業務	4-2 橋梁定期点検業務積算基準 (6)点検調作成 1)定期点検の注釈 「上記歩掛は、健全性の診断を含まない点検調書 (1)～(9)の作成を行う歩掛である。健全性の診断 を行い、点検調書(10)、(11)の作成を行う場合 については、別途計上する。」を追加	4-1-20
24	調査・計画業務 第4編 第1章 第4節道路施設 点検業務	4-2 橋梁定期点検業務積算基準 4-2-6 機械経費のリフト車・橋梁点検車の機械損料 「建設機械等損料算定表(13)欄損料」→ 「建設機械等損料算定表(17)欄損料」	4-1-22
25	調査・計画業務 第4編 第1章 第5節道路環境 調査	5-1 道路環境調査業務積算基準 8)交通量調査 「軽作業員」→「測量補助員」	4-1-30

●設計業務等標準積算基準(参考資料)

No.	項目	内容	備考
1	総則 第1編 第1章 第2節設計等 における数値の扱 い	2-2 端数処理の方法 (1)数量の端数処理 「なお、運転時間については少数第1位(少数第2位 四捨五入)まで算出する。」を追加	参 1-1-1
2	総則 第1編 第2章 第1節積算基準	1-1 技術者の職種区分 ・「測量技術者」→「測量業務に係る技術者」 ・「地質調査技術者」→「地質調査業務に係る技術者」 ・「設計業務等技術者」→ 「土木設計業務等に係る技術者」	参 1-1-3
3	総則 第1編 第2章 第1節積算基準	1-6 技術者基準日額時間外手当の算出 割増賃金の端数処理を工事及び冬季歩掛補正の考 え方に合わせるため、注釈に「4. 割増賃金は、1の位 を四捨五入し10円単位とする。」を追記。	参 1-2-13
4	総則 第1編 第2章 第1節積算基準	1-6 技術者基準日額時間外手当の算出 3) 24時間2交替制の場合の概略図を変更	参 1-2-13

No.	項 目	内 容	備考
5	総則 第1編 第2章 第1節積算基準	1-6 技術者基準日額時間外手当の算出 (2)その他 「割増賃金部分は、各業務の直接人件費に対する割合により積算する経費（機械経費、通信運搬費、材料費等）の対象としない。」を追加 ※割増賃金は電子成果品作成費の対象とする。	参 1-2-13
6	測量業務 第2編 第1章 第1節測量業務積算基準	1-6 設計書の記載例 「電子成果品作成費」を追加	参 2-1-5～6
7	測量業務 第2編 第2章 第5節空中写真測量	5-2 作業工程の計画 福島県公共測量作業規程の改正に伴い、参照する作業規程の条番号の変更	参 2-2-16～17 参 2-2-20～21 参 2-2-23 参 2-2-27～28
8	測量業務 第2編 第2章 第5節空中写真測量	5-3 撮影の計画 5-3-1 撮影諸元の決定(1)地上画素寸法 「ただし、第124条5.のとおり、計画機関が指示し、又は承認した場合に限り地上画素寸法を標準の160%を限度として大きくすることができる。」を削除	参 2-2-17
9	測量業務 第2編 第2章 第5節空中写真測量	5-3 撮影の計画 「表 2-5-1 測量用デジタル航空カメラの種類」及び「表 2-5-2 測量用デジタル航空カメラの諸元」を改正	参 2-2-20
10	測量業務 第2編 第2章 第6節航空レーザ測量	6-3 計測の計画 「表 2-6-1 レーザ測距装置の種類」及び「表 2-6-2 レーザ測距装置の諸元」を改正	参 2-2-23
11	地質調査業務 第3編 第2章 第5節足場仮設	5-1 足場等の概念図 平坦地足場について「 <u>平面図</u> 」と「 <u>側面図</u> 」の2つを記載	参 3-2-11

No.	項目	内容	備考
12	土木設計業務等 第4編 第1章 第5節橋梁設計	5-3 土木構造物標準設計 (2)標準設計の利用 平成24年2月16日付け通達「橋、高架の道路等の技術基準の改定について」へ改正	参 4-1-59
13	土木設計業務等 第4編 第1章 第10節砂防構造物設計	10-1 積算例 10-1-2 重力式（不透過型）砂防堰堤詳細設計 10-1-3 重力式（透過型）砂防堰堤詳細設計 砂防堰堤詳細設計の歩掛改正に伴う積算例の改正	参 4-1-82～83
14	土木設計業務等 第1章 第4編 第1章 第10節砂防構造物設計	10-1 積算例 10-1-4 溪流保全工詳細設計 現地踏査 「 <u>15-1-2 砂防堰堤詳細設計</u> により計上する」→ 「 <u>15-3-1 溪流保全工詳細設計</u> により計上する」	参 4-1-84
15	支援機構に委託する積算業務 第6編 第1章 第1節積算業務委託積算基準	1-2 歩掛及び積算基準 (1)打合せについて以下のとおり改正 ・「受注者の本支店」→「受注者の所在地」 ・備考に「5. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。」を追加	参 6-1-1
16	災害復旧事業業務 第7編 A 第2節測量業務委託積算基準	2-2 測量業務費 測量業務における電子成果品作成費新設に伴う改正 ※算定式は測量業務に準じる	参 7-A-2、 参 7-A-4
17	災害復旧事業業務 第7編 A 第3節土木設計業務等委託設計基準	3-3 業務委託料の積算 積算上の基地 「現地に最も近い本支店等」→ 「現地に最も近い本支店等が所在する市役所等」	参 7-A-10

No.	項 目	内 容	備考
18	発注者支援業務 第7編 B 第1節発注者支援業務委託	1-2 発注者支援業務積算基準 ・体裁の修正 ・打合せの歩掛に含まれる移動時間について、「移動時間（片道所要時間1時間程度以内）」と明確化	参 7-B-2~4
19	発注者支援業務 第7編 B 第1節発注者支援業務委託	1-2 発注者支援業務積算基準 工事監督支援業務に「業務計画」を新規で作成 ※技師（A）で1.4人日を計上	参 7-B-5
20	発注者支援業務 第7編 B 第2節補完業務委託積算基準	2-1 適用範囲 (1)打合せの備考に「3. 打合せには、打合せ議事録の作成時間及び移動時間（片道所要時間1時間程度以内）を含むものとする。」を追加	参 7-B-7